

水道用塗覆装鋼管の異形管検査施行要項 対 比 表

改正前			改正後			備 考
日本水道協会 水道用塗覆装鋼管の異形管検査施行要項 昭和61年10月1日制定 平成2年2月6日改正 平成13年9月5日改正 平成16年9月14日改正 平成21年3月30日改正 平成27年4月10日改正 令和2年2月27日一部改正 令和3年3月30日一部改正			日本水道協会 水道用塗覆装鋼管の異形管検査施行要項 昭和61年10月1日制定 平成2年2月6日改正 平成13年9月5日改正 平成16年9月14日改正 平成21年3月30日改正 平成27年4月10日改正 令和2年2月27日一部改正 令和3年3月30日一部改正 令和5年4月1日一部改正			[施行要項改正の要点] ①日本水道鋼管協会からの要望（水鋼協 第2210号令和4年3月28日付け）による，証印及び内外面表の刷込み位置の変更 ②他の検査施行要項との整合
項 目	検 査 方 法	摘 要	項 目	検 査 方 法	摘 要	
検査基準	水道用塗覆装鋼管の異形管（JWWA G 118）による。 判定基準 検査の判定基準は，当該規格，要項の検査方法及び別表〔不良の階級別欠点及び判定基準〕による。		検査基準	水道用塗覆装鋼管の異形管（JWWA G 118）による。 判定基準 検査の判定基準は，当該規格，要項の検査方法及び別表〔不良の階級別欠点及び判定基準〕による。		
浸出性検査	浸出性検査 規格箇条 10 浸出性の検査は，塗装を行った異形管について，規格附属書A及び「水道施設に使用する資機材等の浸出試験に関する規則」によって行い，別紙表1及び表2の評価基準に適合していることを調べる。この場合，試験は当該工場の最小呼び径の管に相当する供試品で行い，コンディショニングは省略する。 初回確認以降の浸出性検査は，防食材を施す製品について，年1回及び品質変更の都度行う。 ただし，本協会の認証塗料を使用している場合は，年1回の浸出性検査を省略することができる。	年1回及び品質変更の都度	浸出性検査	浸出性検査 規格箇条 10 浸出性の検査は，塗装を行った異形管について，規格附属書 A 及び「水道施設に使用する資機材等の浸出試験に関する規則」によって行い，別紙表1及び表2の評価基準に適合していることを調べる。この場合，試験は当該工場の最小呼び径の管に相当する供試品で行い，コンディショニングは省略する。 初回確認以降の浸出性検査は，防食材を施す製品について，年1回及び品質変更の都度行う。 ただし，本協会の認証塗料を使用している場合は，年1回の浸出性検査を省略することができる。	年1回及び品質変更の都度	

改正前			改正後			備考
項目	検査方法	摘要	項目	検査方法	摘要	
製品検査	製品検査 規格 11.1 検査は、浸出性検査に合格した塗覆装鋼管異形管について行う。		製品検査	製品検査 規格 11.1 検査は、浸出性検査に合格した塗覆装鋼管異形管について行う。		
(材料検査)	<p>材料検査 規格 5.1 a) 原管の材料検査は、次に示す材料であることを製造業者の試験成績書によって確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 鋼管は、JWWA G 117 に規定する STW290, STW370, 又は STW400。 鋼板は、JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) に規定する SS400 又は JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材) に規定する SM400。 管フランジは、JIS G 3101 に規定する SS400, JIS G 3106 に規定する SM400, JIS G 3201 (炭素鋼鍛鋼品) に規定する SF390A 又は SF440A, JIS G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材) に規定する S20C 又は S25C。 管継手は、JIS B 2311 (一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手) に規定する黒管継手, JIS B 2312 (配管用鋼製突合せ溶接式管継手) に規定する炭素鋼の配管用継手又は JIS B 2313 (配管用鋼板製突合せ溶接式管継手) に規定する炭素鋼の配管用継手。 ダクタイル鋳鉄管接続用短管の挿し口は、JIS G 3101 に規定する SS400, JIS G 3106 に規定する SM400, 又は JIS G 3445 (機械構造用炭素鋼鋼管) に規定する STKM13A-S-H。 	検査の都度	(材料検査)	<p>材料検査 規格 5.1 a) 原管の材料検査は、次に示す材料であることを製造業者の試験成績書によって確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 鋼管は、JWWA G 117 に規定する STW290, STW370, 又は STW400。 鋼板は、JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) に規定する SS400 又は JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材) に規定する SM400。 管フランジは、JIS G 3101 に規定する SS400, JIS G 3106 に規定する SM400, JIS G 3201 (炭素鋼鍛鋼品) に規定する SF390A 又は SF440A, JIS G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材) に規定する S20C 又は S25C。 管継手は、JIS B 2311 (一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手) に規定する黒管継手, JIS B 2312 (配管用鋼製突合せ溶接式管継手) に規定する炭素鋼の配管用継手又は JIS B 2313 (配管用鋼板製突合せ溶接式管継手) に規定する炭素鋼の配管用継手。 ダクタイル鋳鉄管接続用短管の挿し口は、JIS G 3101 に規定する SS400, JIS G 3106 に規定する SM400, 又は JIS G 3445 (機械構造用炭素鋼鋼管) に規定する STKM13A-S-H。 	検査の都度	

改正前			改正後			備考
項目	検査方法	摘要	項目	検査方法	摘要	
(製造方法)	<p>ボルト・ナット 規格表 18 及び表 20 のボルト・ナットの検査は、水道用品接合用、組立用ボルト及びナット類検査施行要項による検査に合格したものを使用する。</p> <p>ガスケット 規格表 21 のガスケットの検査は、水道用品水密保持用ゴム検査施行要項による検査に合格したものを使用する。</p> <p>製造方法 原管は、規格 5.1 a) の材料を用いて溶接加工によって製造する。また、管フランジ及びダクタイル鋳鉄接続用短管の挿し口は、溶接後又は鍛造後機械加工によって製造する。原管の製造を行う溶接士は、手溶接の場合には JIS Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)、半自動溶接の場合は JIS Z 3841 (半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準) の規定に適合する技能をもつ者とする。</p>		(製造方法)	<p>ボルト・ナット 規格表 18 及び表 20 のボルト・ナットの検査は、水道用品接合用、組立用ボルト及びナット類検査施行要項による検査に合格したものを使用する。</p> <p>ガスケット 規格表 21 のガスケットの検査は、水道用品水密保持用ゴム検査施行要項による検査に合格したものを使用する。</p> <p>製造方法 原管は、規格 5.1 a) の材料を用いて溶接加工によって製造する。また、管フランジ及びダクタイル鋳鉄接続用短管の挿し口は、溶接後又は鍛造後機械加工によって製造する。原管の製造を行う溶接士は、手溶接の場合には JIS Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)、半自動溶接の場合は JIS Z 3841 (半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準) の規定に適合する技能をもつ者とする。</p>		

改正前			改正後			備考
項目	検査方法	摘要	項目	検査方法	摘要	
(溶接部の品質検査)	<p>溶接部の品質検査 規格 11.1 b) 溶接部の品質の検査は、原管 1 本ごとに規格箇条 9 に定める放射線透過試験によって行い、JIS Z 3104 (鋼溶接継手の放射線透過試験方法) に規定するきずの種類を調べる。</p> <p>撮影箇所 放射線透過試験の撮影箇所は、通常、管端及び交差箇所とする。</p> <p>判定 判定は、きずの種類が JIS Z 3104 (鋼溶接継手の放射線透過試験方法) に規定するきずの種類別の第 1 種、第 2 種及び第 4 種の 1~3 類のいずれかに合致していること及び分類が判定に適用していることを調べる。 なお、4 類となった溶接については、手直しを行わせたのち再試験を行う。また、手直し品は、全数確認する。</p> <p>水圧試験 溶接部の試験は、水圧試験によって行ってもよい。 この場合、試験水圧は、原管に表 1 に規定する最高許容圧力以上の圧力を加えて 5 秒間以上保持したとき、これに耐えること及び漏れの有無を調べる。 溶接部の品質検査を、規格箇条 9 に規定する以外の方法によって行う場合は、受渡当事者間の協議による。</p>	付表 1-1 (致命)	(溶接部の品質検査)	<p>溶接部の品質検査 規格 11.1 b) 溶接部の品質の検査は、原管 1 本ごとに規格箇条 9 に定める放射線透過試験によって行い、JIS Z 3104 (鋼溶接継手の放射線透過試験方法) に規定するきずの種類を調べる。</p> <p>撮影箇所 放射線透過試験の撮影箇所は、通常、管端及び交差箇所とする。</p> <p>判定 判定は、きずの種類が JIS Z 3104 (鋼溶接継手の放射線透過試験方法) に規定するきずの種類別の第 1 種、第 2 種及び第 4 種の 1~3 類のいずれかに合致していること及び分類が判定に適用していることを調べる。 なお、4 類となった溶接については、手直しを行わせたのち再試験を行う。また、手直し品は、全数確認する。</p> <p>水圧試験 溶接部の試験は、水圧試験によって行ってもよい。 この場合、試験水圧は、原管に表 1 に規定する最高許容圧力以上の圧力を加えて 5 秒間以上保持したとき、これに耐えること及び漏れの有無を調べる。 溶接部の品質検査を、規格箇条 9 に規定する以外の方法によって行う場合は、受渡当事者間の協議による。</p>	付表 1-1 (致命)	

改正前			改正後			備考																								
項目	検査方法	摘要	項目	検査方法	摘要																									
(形状及び寸法検査)	<p align="center">表1 試験水圧</p> <p align="center">単位 MPa</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>最高許容圧力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F12</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>F15</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>F20</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>F25</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>F29</td> <td>2.9</td> </tr> </tbody> </table>	種類の記号	最高許容圧力	F12	1.2	F15	1.5	F20	2.0	F25	2.5	F29	2.9	付表 1-4 (重) 付表 1-5 (軽)	(形状及び寸法検査)	<p align="center">表1 試験水圧</p> <p align="center">単位 MPa</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>最高許容圧力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F12</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>F15</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>F20</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>F25</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>F29</td> <td>2.9</td> </tr> </tbody> </table>	種類の記号	最高許容圧力	F12	1.2	F15	1.5	F20	2.0	F25	2.5	F29	2.9	付表 1-4 (重) 付表 1-5 (軽)	
	種類の記号	最高許容圧力																												
F12	1.2																													
F15	1.5																													
F20	2.0																													
F25	2.5																													
F29	2.9																													
種類の記号	最高許容圧力																													
F12	1.2																													
F15	1.5																													
F20	2.0																													
F25	2.5																													
F29	2.9																													
<p>形状及び寸法検査 規格 11.1 c) 形状及び寸法の検査は、規格箇条 7 に定める形状、寸法及び寸法の許容差により、次の項目について規格に適合していることを調べる。</p> <p>形状及び寸法 規格 7 a) 原管の形状及び寸法は、規格表 6～表 24 の図に示す値とする。 また、外径、厚さ、ガスケット各部、及びその他主要寸法の許容差は表 2 による。ただし、管フランジ寸法の許容差は表 3 による。</p>	<p>形状及び寸法検査 規格 11.1 c) 形状及び寸法の検査は、規格箇条 7 に定める形状、寸法及び寸法の許容差により、次の項目について規格に適合していることを調べる。</p> <p>形状及び寸法 規格 7 a) 原管の形状及び寸法は、規格表 6～表 24 の図に示す値とする。 また、外径、厚さ、ガスケット各部、及びその他主要寸法の許容差は表 2 による。ただし、管フランジ寸法の許容差は表 3 による。</p>																													

改正前			改正後			備考
項目	検査方法	摘要	項目	検査方法	摘要	
	<p>測定方法 測定は、原則として管のすべての軸線を水平に保持して行う。</p> <p>1. 管厚 管の両管端で測定する。</p> <p>2. 外径 300A 以下 管両端の垂直及び水平で測定する。 350A 以上 600A 未満 管両端を周長によって測定することができる。 600A 以上 管両端を周長により測定する。</p> <p>3. 仕切弁副管 仕切弁副管の組立検査を行った場合は、その管を1組として接合部の見やすい場所に、容易に消えない方法で合符号をつける。</p>			<p>測定方法 測定は、原則として管のすべての軸線を水平に保持して行う。</p> <p>1. 管厚 管の両管端で測定する。</p> <p>2. 外径 300A 以下 管両端の垂直及び水平で測定する。 350A 以上 600A 未満 管両端を周長によって測定することができる。 600A 以上 管両端を周長により測定する。</p> <p>3. 仕切弁副管 仕切弁副管の組立検査を行った場合は、その管を1組として接合部の見やすい場所に、容易に消えない方法で合符号をつける。</p>		

改正前			改正後			備考																								
項目	検査方法	摘要	項目	検査方法	摘要																									
	<p align="center">表2 各寸法の許容差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>寸法</th> <th colspan="2">許容差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">外径</td> <td>呼び径 80A 以上 200A 未満</td> <td>±1%</td> </tr> <tr> <td>呼び径 200A 以上 600A 未満^{a)}</td> <td>±0.8%</td> </tr> <tr> <td>呼び径 600A 以上^{b)}</td> <td>±0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">厚さ</td> <td>呼び径 350A 未満</td> <td>+15% -12.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">呼び径 350A 以上</td> <td>厚さ 7.5mm 未満 -0.6mm</td> </tr> <tr> <td>厚さ 7.5mm 以上 12.5mm 未満</td> <td>+15% -8%</td> </tr> <tr> <td>厚さ 12.5mm 以上</td> <td>+15% -1.0mm</td> </tr> <tr> <td>ガスケット各部</td> <td colspan="2">規格表 5</td> </tr> <tr> <td>その他主要寸法</td> <td colspan="2">規格表 6～表 24 の図に示す値</td> </tr> </tbody> </table> <p>注^{a)} 呼び径 350A 以上 600A 未満は周長によってもよい。外径の測定に周長を用いる場合は、周長実測値又は周長実測値の換算外径のいずれかによる。いずれの場合も同一の許容差(±0.5%)を適用する。外径の測定に周長を用いる場合、外径(D)と周長(l)の相互換算は、次の式による。 $D = l/\pi$ D : 外径(mm), l : 周長(mm), π : 3.1416</p> <p>注^{b)} 呼び径 600A 以上の原管の外径許容差は、周長測定による。外径許容差の判定は、周長実測値又は周長実測値からの換算外径のいずれによってもよい。ただし、外径 (D) と周長 (l) の相互換算は注^{a)}の式による。</p> <p>注^{c)} 厚さの許容差は、受渡当事者間の協議によって、プラス側又はマイナス側をゼロを超えない範囲で制限しても良い。ただし、その場合の許容差の幅は、表 2 の許容差の幅に等しいものとする。</p>	寸法	許容差		外径	呼び径 80A 以上 200A 未満	±1%	呼び径 200A 以上 600A 未満 ^{a)}	±0.8%	呼び径 600A 以上 ^{b)}	±0.5%	厚さ	呼び径 350A 未満	+15% -12.5%	呼び径 350A 以上	厚さ 7.5mm 未満 -0.6mm	厚さ 7.5mm 以上 12.5mm 未満	+15% -8%	厚さ 12.5mm 以上	+15% -1.0mm	ガスケット各部	規格表 5		その他主要寸法	規格表 6～表 24 の図に示す値					
寸法	許容差																													
外径	呼び径 80A 以上 200A 未満	±1%																												
	呼び径 200A 以上 600A 未満 ^{a)}	±0.8%																												
	呼び径 600A 以上 ^{b)}	±0.5%																												
厚さ	呼び径 350A 未満	+15% -12.5%																												
	呼び径 350A 以上	厚さ 7.5mm 未満 -0.6mm																												
		厚さ 7.5mm 以上 12.5mm 未満	+15% -8%																											
		厚さ 12.5mm 以上	+15% -1.0mm																											
ガスケット各部	規格表 5																													
その他主要寸法	規格表 6～表 24 の図に示す値																													
	<p align="center">表2 各寸法の許容差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>寸法</th> <th colspan="2">許容差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">外径</td> <td>呼び径 80A 以上 200A 未満</td> <td>±1%</td> </tr> <tr> <td>呼び径 200A 以上 600A 未満^{a)}</td> <td>±0.8%</td> </tr> <tr> <td>呼び径 600A 以上^{b)}</td> <td>±0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">厚さ</td> <td>呼び径 350A 未満</td> <td>4.2mm 以上 +15% -12.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">呼び径 350A 以上</td> <td>厚さ 7.5mm 未満 +15% -0.6mm</td> </tr> <tr> <td>厚さ 7.5mm 以上 12.5mm 未満</td> <td>+15% -8%</td> </tr> <tr> <td>厚さ 12.5mm 以上</td> <td>+15% -1.0mm</td> </tr> <tr> <td>ガスケット各部</td> <td colspan="2">規格表 5</td> </tr> <tr> <td>その他主要寸法</td> <td colspan="2">規格表 6～表 24 の図に示す値</td> </tr> </tbody> </table> <p>注^{a)} 呼び径 350A 以上 600A 未満は周長によってもよい。外径の測定に周長を用いる場合は、周長実測値又は周長実測値の換算外径のいずれかによる。いずれの場合も同一の許容差(±0.5%)を適用する。外径の測定に周長を用いる場合、外径(D)と周長(l)の相互換算は、次の式による。 $D = l/\pi$ D : 外径(mm), l : 周長(mm), π : 3.1416</p> <p>注^{b)} 呼び径 600A 以上の原管の外径許容差は、周長測定による。外径許容差の判定は、周長実測値又は周長実測値からの換算外径のいずれによってもよい。ただし、外径 (D) と周長 (l) の相互換算は注^{a)}の式による。</p> <p>注^{c)} 厚さの許容差は、受渡当事者間の協議によって、プラス側又はマイナス側をゼロを超えない範囲で制限しても良い。ただし、その場合の許容差の幅は、表 2 の許容差の幅に等しいものとする。</p>	寸法	許容差		外径	呼び径 80A 以上 200A 未満	±1%	呼び径 200A 以上 600A 未満 ^{a)}	±0.8%	呼び径 600A 以上 ^{b)}	±0.5%	厚さ	呼び径 350A 未満	4.2mm 以上 +15% -12.5%	呼び径 350A 以上	厚さ 7.5mm 未満 +15% -0.6mm	厚さ 7.5mm 以上 12.5mm 未満	+15% -8%	厚さ 12.5mm 以上	+15% -1.0mm	ガスケット各部	規格表 5		その他主要寸法	規格表 6～表 24 の図に示す値					
寸法	許容差																													
外径	呼び径 80A 以上 200A 未満	±1%																												
	呼び径 200A 以上 600A 未満 ^{a)}	±0.8%																												
	呼び径 600A 以上 ^{b)}	±0.5%																												
厚さ	呼び径 350A 未満	4.2mm 以上 +15% -12.5%																												
	呼び径 350A 以上	厚さ 7.5mm 未満 +15% -0.6mm																												
		厚さ 7.5mm 以上 12.5mm 未満	+15% -8%																											
		厚さ 12.5mm 以上	+15% -1.0mm																											
ガスケット各部	規格表 5																													
その他主要寸法	規格表 6～表 24 の図に示す値																													

改正前			改正後			備考
項目	検査方法		検査方法		摘要	
	表3 管フランジ寸法の許容差 単位 mm		表3 管フランジ寸法の許容差 単位 mm			
	フランジ部分	寸法区分 許容差	フランジ部分	寸法区分 許容差		
	外径 D_s	300 以下 ± 1.0	外径 D_s	300 以下 ± 1.0		
		300 を超え 600 以下 ± 1.5		300 を超え 600 以下 ± 1.5		
		600 を超え 1000 以下 ± 2.0		600 を超え 1000 以下 ± 2.0		
		1000 を超え 1500 以下 ± 2.5		1000 を超え 1500 以下 ± 2.5		
		1500 を超えるもの ± 3.0		1500 を超えるもの ± 3.0		
	ボルト 穴 中心円 の径 D_f	± 0.5 ± 0.5	ボルト 穴 中心円 の径 D_f	250 以下 ± 0.5		
		± 0.6 ± 0.6		250 を超え 550 以下 ± 0.6		
		± 0.8 ± 0.8		550 を超え 950 以下 ± 0.8		
		± 1.0 ± 1		950 を超え 1350 以下 ± 1.0		
		± 1.5 ± 1.5		1350 を超えるもの ± 1.5		
	穴のピッチ	± 0.5 ± 0.5	穴のピッチ	— ± 0.5		
	穴の径 d'	+1.5 0 +1.5 0	穴の径 d'	— +1.5 0		
	厚さ K	20 以下 +1.5 0	厚さ K	20 以下 +1.5 0		
		20 を超え 50 以下 +2.0 0		20 を超え 50 以下 +2.0 0		
		50 を超え 100 以下 +3.0 0		50 を超え 100 以下 +3.0 0		

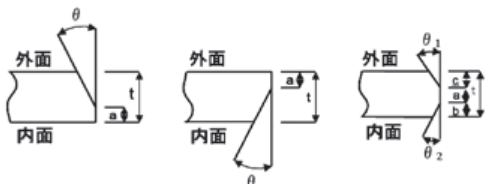
改正前

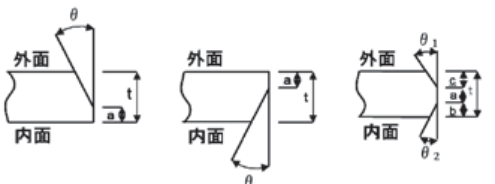
改正後

備考

項目	検査方法		摘要
表3 管フランジ寸法の許容差 (続き)			
	フランジ部分	寸法区分	許容差
ハブの高さ L		200 以下	+2.0 0
		200 を超え 300 以下	+3.0 0
		300 を超えるもの	+4.0 0
ガスケット溝	内径 G_t	+1.5 0	+1.5 0
		±1.5	±1.5
		±2.0	±2
ガスケット溝	幅 e	+1.0 0	+1 0
		+0.5 -1.0	+0.5 -1.0
		深さ S	+0.2 -0.5
+0.2 -0.8	+0.2 -0.8		
+0.5 -0.8	+0.5 -0.8		

項目	検査方法		摘要
表3 管フランジ寸法の許容差 (続き)			
	フランジ部分	寸法区分	許容差
ハブの高さ L		200 以下	+2.0 0
		200 を超え 300 以下	+3.0 0
		300 を超えるもの	+4.0 0
ガスケット溝	内径 G_t	450 以下	+1.5 0
		450 を超え 1600 以下	±1.5
		1600 を超えるもの	±2.0
ガスケット溝	幅 e	10 以下	+1.0 0
		10 を超えるもの	+0.5 -1.0
		深さ S	5 以下
5 を超え 10 以下	+0.2 -0.8		
10 を超えるもの	+0.5 -0.8		

項目	検査方法	摘要											
	<p>突合せ溶接継手用の管端開先形状 開先形状は、特に指定のない限り、図1に定める開先形状及び表4の許容差による。</p> <p>ただし、これ以外の開先形状を必要とするときは、受渡当事者間の協議による。</p> <p>V形外開先 (呼び径 800A 未満) V形内開先 (呼び径 800A 以上で厚さ 16 未満) X形外開先 (呼び径 800A 以上で厚さ 16 以上)</p>  <p>θ : 開先角度, t : 厚さ. a : ルートフェース, $b : \frac{2}{3}(t-a)$, $c : \frac{1}{3}(t-a)$</p> <p>図1 開先形状</p> <p>表4 開先形状の許容差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開先の種類</th> <th>開先角度 θ (°)</th> <th>ルートフェース a (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>V形外開先 (呼び径 800A 未満)</td> <td rowspan="2">30⁺⁵₀</td> <td rowspan="2">2.4 以下</td> </tr> <tr> <td>V形内開先 (呼び径 800A 以上で厚さ 16 未満)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">X形開先 (呼び径 800A 以上で厚さ 16 以上)</td> <td>外側 θ_1 40⁺⁵₀</td> <td rowspan="2">2 以下</td> </tr> <tr> <td>内側 θ_2 30⁺⁵₀</td> </tr> </tbody> </table>	開先の種類	開先角度 θ (°)	ルートフェース a (mm)	V形外開先 (呼び径 800A 未満)	30 ⁺⁵ ₀	2.4 以下	V形内開先 (呼び径 800A 以上で厚さ 16 未満)	X形開先 (呼び径 800A 以上で厚さ 16 以上)	外側 θ_1 40 ⁺⁵ ₀	2 以下	内側 θ_2 30 ⁺⁵ ₀	
開先の種類	開先角度 θ (°)	ルートフェース a (mm)											
V形外開先 (呼び径 800A 未満)	30 ⁺⁵ ₀	2.4 以下											
V形内開先 (呼び径 800A 以上で厚さ 16 未満)													
X形開先 (呼び径 800A 以上で厚さ 16 以上)	外側 θ_1 40 ⁺⁵ ₀	2 以下											
	内側 θ_2 30 ⁺⁵ ₀												

項目	検査方法	摘要											
	<p>突合せ溶接継手用の管端開先形状 開先形状は、特に指定のない限り、図1に定める開先形状及び表4の許容差による。</p> <p>ただし、これ以外の開先形状を必要とするときは、受渡当事者間の協議による。</p> <p>V形外開先 (呼び径 800A 未満) V形内開先 (呼び径 800A 以上で厚さ 16 未満) X形外開先 (呼び径 800A 以上で厚さ 16 以上)</p>  <p>θ : 開先角度, t : 厚さ. a : ルートフェース, $b : \frac{2}{3}(t-a)$, $c : \frac{1}{3}(t-a)$</p> <p>図1 開先形状</p> <p>表4 開先形状の許容差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開先の種類</th> <th>開先角度 θ (°)</th> <th>ルートフェース a (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>V形外開先 (呼び径 800A 未満)</td> <td rowspan="2">30⁺⁵₀</td> <td rowspan="2">2.4 以下</td> </tr> <tr> <td>V形内開先 (呼び径 800A 以上で厚さ 16 未満)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">X形開先 (呼び径 800A 以上で厚さ 16 以上)</td> <td>外側 θ_1 40⁺⁵₀</td> <td rowspan="2">2 以下</td> </tr> <tr> <td>内側 θ_2 30⁺⁵₀</td> </tr> </tbody> </table>	開先の種類	開先角度 θ (°)	ルートフェース a (mm)	V形外開先 (呼び径 800A 未満)	30 ⁺⁵ ₀	2.4 以下	V形内開先 (呼び径 800A 以上で厚さ 16 未満)	X形開先 (呼び径 800A 以上で厚さ 16 以上)	外側 θ_1 40 ⁺⁵ ₀	2 以下	内側 θ_2 30 ⁺⁵ ₀	
開先の種類	開先角度 θ (°)	ルートフェース a (mm)											
V形外開先 (呼び径 800A 未満)	30 ⁺⁵ ₀	2.4 以下											
V形内開先 (呼び径 800A 以上で厚さ 16 未満)													
X形開先 (呼び径 800A 以上で厚さ 16 以上)	外側 θ_1 40 ⁺⁵ ₀	2 以下											
	内側 θ_2 30 ⁺⁵ ₀												

改正前			改正後			備考
項目	検査方法	摘要	項目	検査方法	摘要	
	測定器具 寸法検査は、JIS B 7502 のマイクロメータ、JIS B 7507 のノギス、JIS B 7512 の鋼製巻尺又はこれらと同等以上の精度をもつ計測器、その他を用いて測定する。			測定器具 寸法検査は、JIS B 7502 のマイクロメータ、JIS B 7507 のノギス、JIS B 7512 の鋼製巻尺又はこれらと同等以上の精度をもつ計測器、その他を用いて測定する。		
(外観検査)	外観検査 規格 11.1 d) 外観の検査は、規格箇条 8 に定める外観について、目視によって原管の管端は管軸に対して直角であることを調べる。また、内外面は、仕上げが良好で、使用する上で有害な欠点がないことを調べる。	付表 1-2 (重) 付表 1-3 (軽)	(外観検査)	外観検査 規格 11.1 d) 外観の検査は、規格箇条 8 に定める外観について、目視によって原管の管端は管軸に対して直角であることを調べる。また、内外面は、仕上げが良好で、使用する上で有害な欠点がないことを調べる。	付表 1-2 (重) 付表 1-3 (軽)	
(管の塗覆装 検査)	管の塗覆装検査 規格 11.1 e) 管の塗覆装の検査は、以下の検査施行要項により行い、各々の規格に適合していることを調べる。		(管の塗覆装 検査)	管の塗覆装検査 規格 11.1 e) 管の塗覆装の検査は、以下の検査施行要項により行い、各々の規格に適合していることを調べる。		

改正前			改正後			備考
項目	検査方法	摘要	項目	検査方法	摘要	
	<p>内面塗装</p> <p>液状エポキシ樹脂塗装 JWWA K 135 に規定する水道用液状エポキシ樹脂塗装の検査は、水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法検査施行要項による。</p> <p>無溶剤形エポキシ樹脂塗装 JWWA K 157 に規定する水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装の検査は、水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法検査施行要項による。</p> <p>外面塗覆装</p> <p>タールエポキシ樹脂塗装 JWWA K 115 に規定する水道用タールエポキシ樹脂塗装の検査は、水道用タールエポキシ樹脂塗料塗装方法検査施行要項による。</p> <p>ポリウレタン被覆 JWWA K 151 に規定する水道用ポリウレタン被覆の検査は、水道用ポリウレタン被覆方法検査施行要項による。</p>			<p>内面塗装</p> <p>液状エポキシ樹脂塗装 JWWA K 135 に規定する水道用液状エポキシ樹脂塗装の検査は、水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法検査施行要項による。</p> <p>無溶剤形エポキシ樹脂塗装 JWWA K 157 に規定する水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装の検査は、水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法検査施行要項による。</p> <p>外面塗覆装</p> <p>タールエポキシ樹脂塗装 JWWA K 115 に規定する水道用タールエポキシ樹脂塗装の検査は、水道用タールエポキシ樹脂塗料塗装方法検査施行要項による。</p> <p>ポリウレタン被覆 JWWA K 151 に規定する水道用ポリウレタン被覆の検査は、水道用ポリウレタン被覆方法検査施行要項による。</p>		

改正前			改正後			備考
項目	検査方法	摘要	項目	検査方法	摘要	
	<p>塗料検査 接水部に使用する塗料の検査は、JWWA Z 108 (水道用資機材—浸出試験方法) で評価した本協会の認証塗料の使用確認又は第三者検査機関で行った浸出試験成績書によって確認する。なお、試験成績書には分析方法を明記する。</p> <p>ただし、本協会の認証塗料以外のものを使用する場合は、本要項に規定する浸出性検査を行う。</p>	品質変更の都度		<p>塗料検査 接水部に使用する塗料の検査は、JWWA Z 108 (水道用資機材—浸出試験方法) で評価した本協会の認証塗料の使用確認又は第三者検査機関で行った浸出試験成績書によって確認する。</p> <p>なお、試験成績書には分析方法を明記する。</p> <p>ただし、本協会の認証塗料以外のものを使用する場合は、本要項に規定する浸出性検査を行う。</p>	品質変更の都度	

改正前			改正後			備考																																						
項目	検査方法	摘要	項目	検査方法	摘要																																							
(表示検査)	<p>表示検査 規格箇条 12 表示の検査は、管ごとに、次の項目が表示されていることを調べる。</p> <p>なお、表示の配列の例と位置は、付図 1 及び付図 2 に示す。ただし、表示の順序は、指定しない。</p> <p>a))(の記号 b) 製造業者名又はその略号 c) 種類の記号 d) 塗覆装の種類記号 e) 寸法 f) 管番号 g) 製造年月又はその略号</p>	付表 1-3 (軽)	(表示検査)	<p>表示検査 規格箇条 12 表示の検査は、管ごとに、次の項目が表示されていることを調べる。</p> <p>なお、表示の配列の例と位置は、付図 1 及び付図 2 に示す。ただし、表示の順序は、指定しない。</p> <p>a))(の記号 b) 製造業者名又はその略号 c) 種類の記号 d) 塗覆装の種類記号 e) 寸法 f) 管番号 g) 製造年月又はその略号</p>	付表 1-3 (軽)																																							
(検査証印)	<p>種類 検査通則第 9 条による検査証印は、表 5 による。ただし、検査証印を打刻した場合は、その所在を明らかにするため白ペンキで囲む。</p> <p>なお、事前証印の場合も同様とする。</p> <p style="text-align: center;">表 5 検査証印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th>呼び径 (A)</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原管</td> <td>250 以下</td> <td>6</td> <td rowspan="2">刻印</td> <td rowspan="2">打刻</td> </tr> <tr> <td>300 以上</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">塗覆装管</td> <td>250 以下</td> <td>15</td> <td rowspan="2">銅板又はゴム印</td> <td rowspan="2">吹付け又は押印</td> </tr> <tr> <td>300 以上</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	管種	呼び径 (A)	寸法 (mm)	種類	備考	原管	250 以下	6	刻印	打刻	300 以上	9	塗覆装管	250 以下	15	銅板又はゴム印	吹付け又は押印	300 以上	30		(検査証印)	<p>種類 検査通則第 9 条による検査証印は、表 5 による。ただし、検査証印を打刻した場合は、その所在を明らかにするため白ペンキで囲む。</p> <p>なお、事前証印の場合も同様とする。</p> <p style="text-align: center;">表 5 検査証印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th>呼び径 (A)</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原管</td> <td>250 以下</td> <td>6</td> <td rowspan="2">刻印</td> <td rowspan="2">打刻</td> </tr> <tr> <td>300 以上</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">塗覆装管</td> <td>250 以下</td> <td>15</td> <td rowspan="2">銅板又はゴム印</td> <td rowspan="2">吹付け又は押印</td> </tr> <tr> <td>300 以上</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	管種	呼び径 (A)	寸法 (mm)	種類	備考	原管	250 以下	6	刻印	打刻	300 以上	9	塗覆装管	250 以下	15	銅板又はゴム印	吹付け又は押印	300 以上	30		
管種	呼び径 (A)	寸法 (mm)	種類	備考																																								
原管	250 以下	6	刻印	打刻																																								
	300 以上	9																																										
塗覆装管	250 以下	15	銅板又はゴム印	吹付け又は押印																																								
	300 以上	30																																										
管種	呼び径 (A)	寸法 (mm)	種類	備考																																								
原管	250 以下	6	刻印	打刻																																								
	300 以上	9																																										
塗覆装管	250 以下	15	銅板又はゴム印	吹付け又は押印																																								
	300 以上	30																																										

改正前			改正後			備考
項目	検査方法	摘要	項目	検査方法	摘要	
	付則 この要項は、昭和62年3月1日から実施する。			付則 この要項は、昭和62年3月1日から実施する。		
	付則 この要項は、平成2年3月1日から実施する。			付則 この要項は、平成2年3月1日から実施する。		
	付則 この要項は、平成13年10月1日から実施する。			付則 この要項は、平成13年10月1日から実施する。		
	付則 この要項は、平成16年10月1日から実施する。			付則 この要項は、平成16年10月1日から実施する。		
	付則 この要項は、平成21年4月1日から実施する。			付則 この要項は、平成21年4月1日から実施する。		
	付則 この要項は、平成27年4月10日から実施する。			付則 この要項は、平成27年4月10日から実施する。		
	付則 この要項は、令和2年4月1日から実施する。			付則 この要項は、令和2年4月1日から実施する。		
	付則 この要項は、令和3年4月1日から実施する。			付則 この要項は、令和3年4月1日から実施する。		
				付則 この要項は、令和5年4月1日から実施する。		

改正前

改正後

備考

項目	検査方法	摘要				
	<p>付図1 原管の表示配列とその位置</p> <p style="text-align: center;">* □</p> <p style="text-align: center;">凡例</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">*</td> <td>検査証印</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">□</td> <td>製造業者名又はその略号</td> </tr> </table> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>呼び径 80-700A</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>呼び径 800A 以上</p> </div> </div>	*	検査証印	□	製造業者名又はその略号	
*	検査証印					
□	製造業者名又はその略号					

項目	検査方法	摘要				
	<p>付図1 原管の表示配列とその位置</p> <p style="text-align: center;">* □</p> <p style="text-align: center;">凡例</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">*</td> <td>検査証印</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">□</td> <td>製造業者名又はその略号</td> </tr> </table> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>呼び径 80-700A</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>呼び径 800A 以上</p> </div> </div>	*	検査証印	□	製造業者名又はその略号	
*	検査証印					
□	製造業者名又はその略号					

改正前

改正後

備考

項目	検査方法	摘要																		
	付図2 塗装及び塗覆装管の表示配列とその位置 *)(□ F29 600A×6.0×90° No.121-03 外 PU-II-3.0 内 NE-0.3 凡 例 <table border="1"> <thead> <tr> <th>*</th> <th>検査証印</th> <th>No.</th> <th>管番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>)(</td> <td>水の記号</td> <td>21-03</td> <td>製造年月^{a)}</td> </tr> <tr> <td>□</td> <td>製造業者名又はその略号</td> <td>外 内</td> <td>外面塗覆装 内面塗装</td> </tr> <tr> <td>F29</td> <td>種類の記号</td> <td rowspan="2">PU-II-3.0 NE-0.3</td> <td rowspan="2">塗覆装の種類^{b)} -塗覆装の厚さ</td> </tr> <tr> <td>600A×6.0 ×90°</td> <td>寸法</td> </tr> </tbody> </table>	*	検査証印	No.	管番号)(水の記号	21-03	製造年月 ^{a)}	□	製造業者名又はその略号	外 内	外面塗覆装 内面塗装	F29	種類の記号	PU-II-3.0 NE-0.3	塗覆装の種類 ^{b)} -塗覆装の厚さ	600A×6.0 ×90°	寸法	
*	検査証印	No.	管番号																	
)(水の記号	21-03	製造年月 ^{a)}																	
□	製造業者名又はその略号	外 内	外面塗覆装 内面塗装																	
F29	種類の記号	PU-II-3.0 NE-0.3	塗覆装の種類 ^{b)} -塗覆装の厚さ																	
600A×6.0 ×90°	寸法																			
	注 ^{a)} 製造年月は、塗装施工年月をいう。 注 ^{b)} NE：無溶剤形エポキシ樹脂塗装 LE：液状エポキシ樹脂塗装 XE：長寿命形無溶剤形エポキシ樹脂塗装 TE：タールエポキシ樹脂塗装 PU-I：ポリウレタン被覆Ⅰ形 PU-II：ポリウレタン被覆Ⅱ形 PUX-I：長寿命形ポリウレタン被覆Ⅰ形 PUX-II：長寿命形ポリウレタン被覆Ⅱ形																			

項目	検査方法	摘要																		
	付図2 塗装及び塗覆装管の表示配列とその位置 *)(□ F29 600A×6.0×90° No.121-03 外 PU-II-3.0 内 NE-0.3 凡 例 <table border="1"> <thead> <tr> <th>*</th> <th>検査証印</th> <th>No.</th> <th>管番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>)(</td> <td>水の記号</td> <td>21-03</td> <td>製造年月^{a)}</td> </tr> <tr> <td>□</td> <td>製造業者名又はその略号</td> <td>外 内</td> <td>外面塗覆装 内面塗装</td> </tr> <tr> <td>F29</td> <td>種類の記号</td> <td rowspan="2">PU-II-3.0 NE-0.3</td> <td rowspan="2">塗覆装の種類^{b)} -塗覆装の厚さ</td> </tr> <tr> <td>600A×6.0 ×90°</td> <td>寸法</td> </tr> </tbody> </table>	*	検査証印	No.	管番号)(水の記号	21-03	製造年月 ^{a)}	□	製造業者名又はその略号	外 内	外面塗覆装 内面塗装	F29	種類の記号	PU-II-3.0 NE-0.3	塗覆装の種類 ^{b)} -塗覆装の厚さ	600A×6.0 ×90°	寸法	
*	検査証印	No.	管番号																	
)(水の記号	21-03	製造年月 ^{a)}																	
□	製造業者名又はその略号	外 内	外面塗覆装 内面塗装																	
F29	種類の記号	PU-II-3.0 NE-0.3	塗覆装の種類 ^{b)} -塗覆装の厚さ																	
600A×6.0 ×90°	寸法																			
	注 ^{a)} 製造年月は、塗装施工年月をいう。 注 ^{b)} NE：無溶剤形エポキシ樹脂塗装 LE：液状エポキシ樹脂塗装 XE：長寿命形無溶剤形エポキシ樹脂塗装 TE：タールエポキシ樹脂塗装 PU-I：ポリウレタン被覆Ⅰ形 PU-II：ポリウレタン被覆Ⅱ形 PUX-I：長寿命形ポリウレタン被覆Ⅰ形 PUX-II：長寿命形ポリウレタン被覆Ⅱ形																			

改正前			改正後			備考																													
項目	検査方法	摘要	項目	検査方法	摘要																														
	<p>(80~125A) 原管証印の位置</p> <p>表示方向</p> <p>証印及び外面表示の刷込み位置</p> <p>(150~700A) 原管証印の位置</p> <p>表示方向</p> <p>証印及び内面表示の刷込み位置</p> <p>(800A 以上) 原管証印の位置</p> <p>表示方向</p> <p>証印及び内面表示の刷込み位置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び径 (A)</th> <th>L (mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80~125</td> <td>約 50</td> <td>Lの数値は管端より</td> </tr> <tr> <td>150~300</td> <td>約 150</td> <td>Lの数値は管端より</td> </tr> <tr> <td>350~700</td> <td>約 300</td> <td>Lの数値は管端より</td> </tr> <tr> <td>800 以上</td> <td>約 400</td> <td>Lの数値は管端より</td> </tr> </tbody> </table>	呼び径 (A)	L (mm)	備考	80~125	約 50	Lの数値は管端より	150~300	約 150	Lの数値は管端より	350~700	約 300	Lの数値は管端より	800 以上	約 400	Lの数値は管端より			<p>(80~350A) 原管証印の位置</p> <p>表示方向</p> <p>証印及び外面表示の刷込み位置</p> <p>(400~700A) 原管証印の位置</p> <p>表示方向</p> <p>証印及び内面表示の刷込み位置</p> <p>(800A 以上) 原管証印の位置</p> <p>表示方向</p> <p>証印及び内面表示の刷込み位置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び径 (A)</th> <th>L (mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80~125</td> <td>約 50</td> <td>Lの数値は管端より</td> </tr> <tr> <td>150~300</td> <td>約 150</td> <td>Lの数値は管端より</td> </tr> <tr> <td>350~700</td> <td>約 300</td> <td>Lの数値は管端より</td> </tr> <tr> <td>800 以上</td> <td>約 400</td> <td>Lの数値は管端より</td> </tr> </tbody> </table>	呼び径 (A)	L (mm)	備考	80~125	約 50	Lの数値は管端より	150~300	約 150	Lの数値は管端より	350~700	約 300	Lの数値は管端より	800 以上	約 400	Lの数値は管端より	<p>・日本水道鋼管協会からの要望に基づき、塗装検査の証印及び内・外面表示の刷込み位置について、適用呼び径の範囲を変更した。</p>
呼び径 (A)	L (mm)	備考																																	
80~125	約 50	Lの数値は管端より																																	
150~300	約 150	Lの数値は管端より																																	
350~700	約 300	Lの数値は管端より																																	
800 以上	約 400	Lの数値は管端より																																	
呼び径 (A)	L (mm)	備考																																	
80~125	約 50	Lの数値は管端より																																	
150~300	約 150	Lの数値は管端より																																	
350~700	約 300	Lの数値は管端より																																	
800 以上	約 400	Lの数値は管端より																																	

改正前	改正後	備考																																																																																						
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">浸出性評価基準 表1 浸出性—共通</p> <table border="1" data-bbox="273 252 844 430"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>品質規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>味</td> <td rowspan="4">日本水道協会検査通則の別表1による。</td> </tr> <tr> <td>臭気</td> </tr> <tr> <td>色度 度</td> </tr> <tr> <td>濁度 度</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表2 浸出性—材料別</p> <table border="1" data-bbox="91 496 1010 1302"> <thead> <tr> <th>水道水と接触する製品</th> <th>項目</th> <th>品質規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">JWWA K 135に規定する水道用液状エポキシ樹脂塗装管</td> <td>シアン化物イオン及び塩化シアン</td> <td rowspan="11">日本水道協会検査通則の別表1による。</td> </tr> <tr> <td>ホルムアルデヒド</td> </tr> <tr> <td>フェノール類^{注)}</td> </tr> <tr> <td>有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]</td> </tr> <tr> <td>エピクロロヒドリン</td> </tr> <tr> <td>アミン類</td> </tr> <tr> <td>2,4-トルエンジアミン</td> </tr> <tr> <td>2,6-トルエンジアミン</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> </tr> <tr> <td>残留塩素の減量</td> </tr> <tr> <td>鉄及びその化合物</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">JWWA K 157に規定する水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装管</td> <td>シアン化物イオン及び塩化シアン</td> <td rowspan="6">日本水道協会検査通則の別表1による。</td> </tr> <tr> <td>ホルムアルデヒド</td> </tr> <tr> <td>フェノール類^{注)}</td> </tr> <tr> <td>有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]</td> </tr> <tr> <td>エピクロロヒドリン</td> </tr> <tr> <td>アミン類</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">JWWA K 157 附属書 E に規定する長寿命形無溶剤形エポキシ樹脂塗装管</td> <td>スチレン</td> <td rowspan="5">日本水道協会検査通則の別表1による。</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> </tr> <tr> <td>残留塩素の減量</td> </tr> <tr> <td>鉄及びその化合物</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">規格化されていない新材料等を含むその他の材料</td> <td>残留塩素の減量</td> <td rowspan="2">水道施設の技術的基準を定める省令の別表第2^{注)}</td> </tr> <tr> <td>組成を明確にした上で、JWWA Z 108 の表1 (材質別試験項目) による^{注)}</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 味、臭気以外の値は、空試験液との差から求める。 注^{注)} 当分の間、規定値を0.005以下とする。 注^{注)} ヒドラジン、アクリル酸、トルエン、キシレン及び残留塩素の減量の分析を行う場合の基準は、それぞれ、0.005以下、0.002以下、0.2以下(暫定)、0.4以下(暫定)、0.7以下とする。(単位 mg/L)</p>	項目	品質規定	味	日本水道協会検査通則の別表1による。	臭気	色度 度	濁度 度	水道水と接触する製品	項目	品質規定	JWWA K 135に規定する水道用液状エポキシ樹脂塗装管	シアン化物イオン及び塩化シアン	日本水道協会検査通則の別表1による。	ホルムアルデヒド	フェノール類 ^{注)}	有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]	エピクロロヒドリン	アミン類	2,4-トルエンジアミン	2,6-トルエンジアミン	トルエン	キシレン	残留塩素の減量	鉄及びその化合物	JWWA K 157に規定する水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装管	シアン化物イオン及び塩化シアン	日本水道協会検査通則の別表1による。	ホルムアルデヒド	フェノール類 ^{注)}	有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]	エピクロロヒドリン	アミン類	JWWA K 157 附属書 E に規定する長寿命形無溶剤形エポキシ樹脂塗装管	スチレン	日本水道協会検査通則の別表1による。	トルエン	キシレン	残留塩素の減量	鉄及びその化合物	規格化されていない新材料等を含むその他の材料	残留塩素の減量	水道施設の技術的基準を定める省令の別表第2 ^{注)}	組成を明確にした上で、JWWA Z 108 の表1 (材質別試験項目) による ^{注)}	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">浸出性評価基準 表1 浸出性—共通</p> <table border="1" data-bbox="1227 252 1798 430"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>品質規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>味</td> <td rowspan="4">日本水道協会検査通則の別表1による。</td> </tr> <tr> <td>臭気</td> </tr> <tr> <td>色度 度</td> </tr> <tr> <td>濁度 度</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表2 浸出性—材料別</p> <table border="1" data-bbox="1046 496 1964 1302"> <thead> <tr> <th>水道水と接触する製品</th> <th>項目</th> <th>品質規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">JWWA K 135に規定する水道用液状エポキシ樹脂塗装管</td> <td>シアン化物イオン及び塩化シアン</td> <td rowspan="11">日本水道協会検査通則の別表1による。</td> </tr> <tr> <td>ホルムアルデヒド</td> </tr> <tr> <td>フェノール類^{注)}</td> </tr> <tr> <td>有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]</td> </tr> <tr> <td>エピクロロヒドリン</td> </tr> <tr> <td>アミン類</td> </tr> <tr> <td>2,4-トルエンジアミン</td> </tr> <tr> <td>2,6-トルエンジアミン</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> </tr> <tr> <td>残留塩素の減量</td> </tr> <tr> <td>鉄及びその化合物</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">JWWA K 157に規定する水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装管</td> <td>シアン化物イオン及び塩化シアン</td> <td rowspan="6">日本水道協会検査通則の別表1による。</td> </tr> <tr> <td>ホルムアルデヒド</td> </tr> <tr> <td>フェノール類^{注)}</td> </tr> <tr> <td>有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]</td> </tr> <tr> <td>エピクロロヒドリン</td> </tr> <tr> <td>アミン類</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">JWWA K 157 附属書 E に規定する長寿命形無溶剤形エポキシ樹脂塗装管</td> <td>スチレン</td> <td rowspan="5">日本水道協会検査通則の別表1による。</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> </tr> <tr> <td>残留塩素の減量</td> </tr> <tr> <td>鉄及びその化合物</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">規格化されていない新材料等を含むその他の材料</td> <td>残留塩素の減量</td> <td rowspan="2">水道施設の技術的基準を定める省令の別表第2^{注)}</td> </tr> <tr> <td>組成を明確にした上で、JWWA Z 108 の表1 (材質別試験項目) による^{注)}</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 味、臭気以外の値は、空試験液との差から求める。 注^{注)} 当分の間、規定値を0.005以下とする。 注^{注)} ヒドラジン、アクリル酸、トルエン及びキシレン及び残留塩素の減量の分析を行う場合の基準は、それぞれ、0.005以下、0.002以下、0.2以下(暫定)、0.4以下(暫定)、0.7以下とする。(単位 mg/L)</p>	項目	品質規定	味	日本水道協会検査通則の別表1による。	臭気	色度 度	濁度 度	水道水と接触する製品	項目	品質規定	JWWA K 135に規定する水道用液状エポキシ樹脂塗装管	シアン化物イオン及び塩化シアン	日本水道協会検査通則の別表1による。	ホルムアルデヒド	フェノール類 ^{注)}	有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]	エピクロロヒドリン	アミン類	2,4-トルエンジアミン	2,6-トルエンジアミン	トルエン	キシレン	残留塩素の減量	鉄及びその化合物	JWWA K 157に規定する水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装管	シアン化物イオン及び塩化シアン	日本水道協会検査通則の別表1による。	ホルムアルデヒド	フェノール類 ^{注)}	有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]	エピクロロヒドリン	アミン類	JWWA K 157 附属書 E に規定する長寿命形無溶剤形エポキシ樹脂塗装管	スチレン	日本水道協会検査通則の別表1による。	トルエン	キシレン	残留塩素の減量	鉄及びその化合物	規格化されていない新材料等を含むその他の材料	残留塩素の減量	水道施設の技術的基準を定める省令の別表第2 ^{注)}	組成を明確にした上で、JWWA Z 108 の表1 (材質別試験項目) による ^{注)}	<p>・他の検査施行要項と表現を整合させた。</p> <p>・残留塩素の減量は表に記載されているため注から削除した。</p>
項目	品質規定																																																																																							
味	日本水道協会検査通則の別表1による。																																																																																							
臭気																																																																																								
色度 度																																																																																								
濁度 度																																																																																								
水道水と接触する製品	項目	品質規定																																																																																						
JWWA K 135に規定する水道用液状エポキシ樹脂塗装管	シアン化物イオン及び塩化シアン	日本水道協会検査通則の別表1による。																																																																																						
	ホルムアルデヒド																																																																																							
	フェノール類 ^{注)}																																																																																							
	有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]																																																																																							
	エピクロロヒドリン																																																																																							
	アミン類																																																																																							
	2,4-トルエンジアミン																																																																																							
	2,6-トルエンジアミン																																																																																							
	トルエン																																																																																							
	キシレン																																																																																							
	残留塩素の減量																																																																																							
鉄及びその化合物																																																																																								
JWWA K 157に規定する水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装管	シアン化物イオン及び塩化シアン	日本水道協会検査通則の別表1による。																																																																																						
	ホルムアルデヒド																																																																																							
	フェノール類 ^{注)}																																																																																							
	有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]																																																																																							
	エピクロロヒドリン																																																																																							
	アミン類																																																																																							
JWWA K 157 附属書 E に規定する長寿命形無溶剤形エポキシ樹脂塗装管	スチレン	日本水道協会検査通則の別表1による。																																																																																						
	トルエン																																																																																							
	キシレン																																																																																							
	残留塩素の減量																																																																																							
	鉄及びその化合物																																																																																							
規格化されていない新材料等を含むその他の材料	残留塩素の減量	水道施設の技術的基準を定める省令の別表第2 ^{注)}																																																																																						
	組成を明確にした上で、JWWA Z 108 の表1 (材質別試験項目) による ^{注)}																																																																																							
項目	品質規定																																																																																							
味	日本水道協会検査通則の別表1による。																																																																																							
臭気																																																																																								
色度 度																																																																																								
濁度 度																																																																																								
水道水と接触する製品	項目	品質規定																																																																																						
JWWA K 135に規定する水道用液状エポキシ樹脂塗装管	シアン化物イオン及び塩化シアン	日本水道協会検査通則の別表1による。																																																																																						
	ホルムアルデヒド																																																																																							
	フェノール類 ^{注)}																																																																																							
	有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]																																																																																							
	エピクロロヒドリン																																																																																							
	アミン類																																																																																							
	2,4-トルエンジアミン																																																																																							
	2,6-トルエンジアミン																																																																																							
	トルエン																																																																																							
	キシレン																																																																																							
	残留塩素の減量																																																																																							
鉄及びその化合物																																																																																								
JWWA K 157に規定する水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装管	シアン化物イオン及び塩化シアン	日本水道協会検査通則の別表1による。																																																																																						
	ホルムアルデヒド																																																																																							
	フェノール類 ^{注)}																																																																																							
	有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]																																																																																							
	エピクロロヒドリン																																																																																							
	アミン類																																																																																							
JWWA K 157 附属書 E に規定する長寿命形無溶剤形エポキシ樹脂塗装管	スチレン	日本水道協会検査通則の別表1による。																																																																																						
	トルエン																																																																																							
	キシレン																																																																																							
	残留塩素の減量																																																																																							
	鉄及びその化合物																																																																																							
規格化されていない新材料等を含むその他の材料	残留塩素の減量	水道施設の技術的基準を定める省令の別表第2 ^{注)}																																																																																						
	組成を明確にした上で、JWWA Z 108 の表1 (材質別試験項目) による ^{注)}																																																																																							

参 考

日本水道協会
検査部長 様

鋼管材料試験成績書

年 月 日
立会検査員

改正前

製造年月日	品名・呼び径	製造数量	規格 試験片番号	引張試験						化学分析試験			判定	備考	
				厚さ	幅	断面積	最大荷重	引張強さ	伸び %		C %	P %			S %
				mm	mm	mm ²	N	N/mm ²	縦方向	11号 12B号 12C号 試験片	横方向	1A号 5号 試験片			

製造工場名

参 考

日本水道協会
検査部長 様

鋼管材料試験成績書

年 月 日
立会検査員

改正後

製造年月日	品名・呼び径	製造数量	規格 試験片番号	引張試験						化学分析試験			判定	備考	
				厚さ	幅	断面積	最大荷重	引張強さ	伸び %		C %	P %			S %
				mm	mm	mm ²	N	N/mm ²	縦方向	11号 12B号 12C号 試験片	横方向	1A号 5号 試験片			

製造工場名

参 考

日本水道協会
検査部長 様

鋼板材料試験成績書

年 月 日
立会検査員

改正前

規格	引 張 試 験						化学分析試験			備 考
	厚さ mm	幅 mm	断面積 mm ²	最大荷重 N	引張強さ N/mm ²	伸び %	C %	P %	S %	
試験片番号										
製造数量										
品名・呼び径										
製造月日										

参 考

日本水道協会
検査部長 様

鋼板材料試験成績書

年 月 日
立会検査員

改正後

規格	引 張 試 験						化学分析試験			備 考
	厚さ mm	幅 mm	断面積 mm ²	最大荷重 N	引張強さ N/mm ²	伸び %	C %	P %	S %	
試験片番号										
製造数量										
品名・呼び径										
製造月日										

製造工場名

改正前				改正後				備考	
別表				別表					
不良の階級別欠点及び判定基準				不良の階級別欠点及び判定基準					
不良の階級	検査項目	欠点の種類	判定基準	不良の階級	検査項目	欠点の種類	判定基準		
致命	水 圧	漏 水	あるもの	致命	水 圧	漏 水	あるもの		
	透過写真	割れ、融合不足 溶け込み不足 ブローホールなど	4類		透過写真	割れ、融合不足 溶け込み不足 ブローホールなど	4類		
重	形状・寸法	外 径 管 厚 長 さ 角 度 管 フ ラ ン ジ	規格許容差の範囲を超えるもの 規格許容差の範囲を超えるもの 規格許容差の範囲を超えるもの 規格許容差の範囲を超えるもの 規格許容差の範囲を超えるもの 管フランジの寸法許容差の範囲を超えるもの	重	形状・寸法	外 径 管 厚 長 さ 角 度 管 フ ラ ン ジ	規格許容差の範囲を超えるもの 規格許容差の範囲を超えるもの 規格許容差の範囲を超えるもの 規格許容差の範囲を超えるもの 規格許容差の範囲を超えるもの 管フランジの寸法許容差の範囲を超えるもの		
		両フランジ管の ボルト穴のねじれ	2mmを超えるもの			両フランジ管の ボルト穴のねじれ	2mmを超えるもの		
	外 観	ラミネーション コイル継目	あるもの あるもの（ただし、アーク溶接により製造したものは除く）		外 観	ラミネーション コイル継目	あるもの あるもの（ただし、アーク溶接により製造したものは除く）		
軽	形状・寸法	開 先	規格許容差の範囲を超えるもの	軽	形状・寸法	開 先	規格許容差の範囲を超えるもの		
	外 観	管 端 の 直 角	目視により両端が管軸に対して直角でないことが認められるもの		外 観	管 端 の 直 角	目視により両端が管軸に対して直角でないことが認められるもの		
		接 合 部 目 違 い	はなはだしいもの			接 合 部 目 違 い アンダーカット オーバーラップ 溶接ビードの不整	接 合 部 目 違 い	はなはだしいもの	
		アンダーカット	はなはだしいもの				アンダーカット	はなはだしいもの	
		オーバーラップ	はなはだしいもの				オーバーラップ	はなはだしいもの	
溶接ビードの不整	はなはだしいもの	歪 み , 凹 み	溶接ビードの不整	はなはだしいもの					
歪 み , 凹 み	管端又は管体が歪んでいるもの		歪 み , 凹 み	管端又は管体が歪んでいるもの					
表 示	誤 表 示 無 表 示	間違っているもの 表示のないもの、抜けているもの		表 示	誤 表 示 無 表 示	間違っているもの 表示のないもの、抜けているもの			